

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【公開番号】特開2019-17708(P2019-17708A)

【公開日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2019-005

【出願番号】特願2017-138600(P2017-138600)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 3 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が打ち込まれることで実行可能とされた抽選により遊技が行われる遊技機において、

遊技球が打ち込まれる第1遊技領域と、前記第1遊技領域へ遊技球が打ち込まれる遊技状態と異なる遊技状態において遊技球が打ち込まれる第2遊技領域と、

前記第1遊技領域および前記第2遊技領域が形成された遊技パネルの前面に前方から取付けられるセンター役物と、前記抽選の結果に応じた表示演出を開口部を介して視認可能に実行する表示装置と、

を備え、

前記センター役物は、正面視上側に遊技球の侵入を阻害する第1区画壁部を有するとともに、第2区画壁部とワープ入口とを正面視左側に有し、前記開口部を介して視認可能な前記表示装置の前方かつ前記遊技パネルの前面より後方位置で遊技球を転動可能な振り分け部を正面視下側に有しております、

前記振り分け部は、前記第2遊技領域に打ち込まれた遊技球のみ受け入れ可能であるとともに、受け入れた遊技球を前記振り分け部よりも遊技者側に設けられた特定受入口もしくはハズレ口のいずれか一方に受け入れられるように構成されており、

前記特定受入口へ遊技球が受け入れられたことで遊技者に有利状態を付与可能としている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

しかしながら、遊技の変化が乏しく、遊技興趣の低下を招く虞があった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、遊技機における遊技興趣の低下を抑制することを課題とするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記した目的を達成するために、請求項1に係る発明においては、
遊技球が打ち込まれることで実行可能とされた抽選により遊技が行われる遊技機において

遊技球が打ち込まれる第1遊技領域と、前記第1遊技領域へ遊技球が打ち込まれる遊技状態と異なる遊技状態において遊技球が打ち込まれる第2遊技領域と、

前記第1遊技領域および前記第2遊技領域が形成された遊技パネルの前面に前方から取付けられるセンター役物と、前記抽選の結果に応じた表示演出を開口部を介して視認可能に実行する表示装置と、

を備え、

前記センター役物は、正面視上側に遊技球の侵入を阻害する第1区画壁部を有するとともに、第2区画壁部とワープ入口とを正面視左側に有し、前記開口部を介して視認可能な前記表示装置の前方かつ前記遊技パネルの前面より後方位置で遊技球を転動可能な振り分け部を正面視下側に有しており、

前記振り分け部は、前記第2遊技領域に打ち込まれた遊技球のみ受け入れ可能であるとともに、受け入れた遊技球を前記振り分け部よりも遊技者側に設けられた特定受入口もしくはハズレ口のいずれか一方に受け入れられるように構成されており、

前記特定受入口へ遊技球が受け入れられたことで遊技者に有利状態を付与可能とする

ことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明によれば、遊技機における遊技興趣の低下を抑制することができる。